

高圧ガス保安統括者届（代理者届）

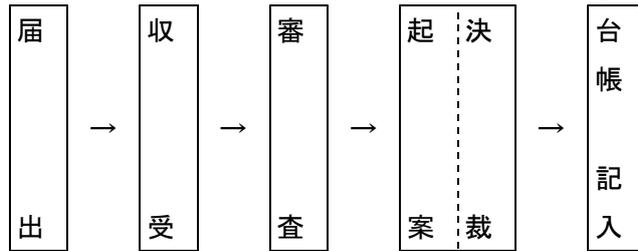
根 拠 法 令

法第27条の2 一般則67条、液石則第65条、コンビ則第26条

適 用

第1種製造者及び第2種製造者が、保安統括者及びその代理者を選任・解任する場合。

手 順



必要書類

- 1 高圧ガス保安統括者届書（一般則様式第33、液石則様式第32、コンビ則様式第14）又は高圧ガス保安統括者代理者届書（一般則様式第37、液石則様式第36、コンビ則様式第16）
- 2 統括管理する者であることを証明する書面

審 査

- 1 事業所での事業の実施を監督する者かどうか

<留意事項>

保安統括者を選定する必要のない第1種製造者、第2種製造者
 →一般則第64条第2項、第3項、液石則第62条第2項、第3項、コンビ則第23条第2項

台帳記入

決裁後、台帳に記入する。